

日調連発第344号
平成29年3月31日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による
所有権の移転の登記の可否について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参
考までに送付します。

【 別 添 】

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 1 7 5 号

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

法務局民事行政部長 殿

(福岡を除く。)

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合
における相続による所有権の移転の登記の可否について (通知)

標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職宛てに照
会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方
お取り計らい願います。



別紙甲号

機密性2情報

不登第51号

平成29年3月7日

法務省民事局民事第二課長 殿

福岡法務局民事行政部長 石山 順



被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（照会）

相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（不動産登記令（平成16年政令第379号）別表の22の項添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提出が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号、第12条。ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（同法第17条、第20条。ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証（改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第60条第1項）の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができると思いますが、いささか疑義がありますので照会します。



別紙乙号

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 174 号

平成 29 年 3 月 23 日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合
における相続による所有権の移転の登記の可否について (回答)
本月 7 日付け不登第 51 号をもって照会のありました標記の件については、
貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。